

自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団の改編、防衛医科大学の保健師及び看護師を養成する課程の新設、日豪物品役務相互提供協定等の実施に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、航空自衛隊の航空救難団が属する部隊を航空支援集団から航空総隊に変更する。
- 二、防衛医科大学に四年制の保健師及び看護師を養成する課程を新設する。
- 三、防衛医科大学に新設する保健師及び看護師を養成する課程を修了した者に対して六年間の勤続努力義務を課すとともに、当該期間内に離職した場合には償還金を課す。
- 四、訓練、国際緊急援助活動等の際にオーストラリアの軍隊に対し、及び国際緊急援助活動の際にアメリカ合衆国の軍隊に対し、自衛隊が物品及び役務を提供することを可能とする。
- 五、航空機乗員に支給する航空手当について、その上限額を引き上げる。
- 六、本法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、四の後

段については公布の日から、五については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、二及び三については平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日から、四の前段については日豪物品役務相互提供協定の効力発生の日から施行する。